

こども商品券取扱要項

こども商品券は、株式会社トイカードが資金決済に関する法律及び関係法令に基づき発行する商品券（前払式支払手段）です。こども商品券の取扱は、法令に従って厳格に取り扱うことが求められています。

こども商品券の販売、回収の際は、この要項に従った取扱をお願いいたしております。ご協力をお願いいたします。

この取扱要項は、平成 26 年 10 月 1 日現在のものです。

1. 販売の際の注意事項

- (1) こども商品券の販売に当たっては、消費税はかかりません。額面金額と等額の現金と引き換えに販売してください。
- (2) こども商品券には、有効期限が付されています。券面記載の有効期限内に利用するよう説明してください。
- (3) お客様には購入の枚数を問わず（1 枚でも）必ず「こども商品券ご利用の手引き」を一緒に交付してください。こども商品券の利用上の注意が記載されています。

2. 回収の際の注意事項

これらの注意事項に抵触する場合、お客様には、その旨丁寧に説明して、必要に応じて商品との引換をお断りください。

- (1) こども商品券の表面の有効期限を確認してください。有効期限が切れた商品券と商品を引き換えることはできません。
- (2) こども商品券は、消費税課税後の商品代金と等額又は商品代金の一部として現金等と併用して受け入れてください。
- (3) こども商品券の受け入れにあたって、つり銭を交付することはできません。
- (4) こども商品券は、現金又は他の商品券との引換えや、払戻はできません。
- (5) 偽造又は変造されたこども商品券は、使用できません。現金の取り扱いと同様の注意を以って、券の真正を確認し、商品と引換をしてください。

こども商品券には、後記 4 の偽造防止対策が施されております。真正の判定に当たっては、これを参考にしてください。

次の場合等、商品券の真正の判断に迷ったときは、当社に連絡いただき、当社の判断又は指示に従ってください。

色、紙質、材質、手触り、印刷具合等が通常のものとは異なる場合。

当社専用管理コードの番号が複数枚数同一である場合。

- (6) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の 3 分の 2 以上を有し、当社専用管理コードが判読できるときのみ、受け入れ可能です。
- (7) 商品券の表面に「見本」の表示があるもの、裏面に当社専用管理コードがないとき、これ

らは見本券で使用することはできません。

- (8) 裏面の引換店の欄に既に他店のスタンプが押されている場合、使用済みの商品券ですから、受け入れることはできません。
- (9) 偽造、変造された商品券を発見したときは、直ちに当社にご連絡ください。
- (10) 平成 16 年 6 月 30 日まで当社が発行した有効期限の付されていない「おもちゃ券」「トイカード」「旧子ども商品券」（これらは、当社のインターネットホームページにて、確認ください。）は、加盟店での取扱を停止しています。

3. 回収後の注意事項

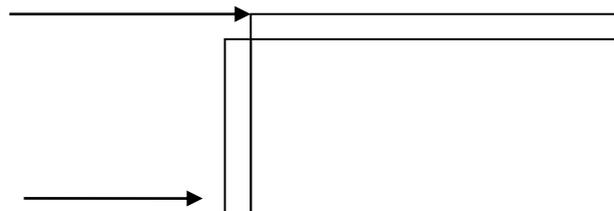
- (1) 再流通防止のため、裏面の引換店の欄に貴店の店舗名を押捺又はスタンプしてください。
- (2) 回収券の当社専用管理コードは、大切な情報です。ハサミを入れたり、汚損しないようお願いいたします。回収券を束ねる場合は、ホチキス、セロテープを避け、輪ゴムを使用してください。
- (3) こども商品券は、下記のとおり、500 円券と 1,000 円券のサイズが違います。束ねた時、天地・左右を確認して、券種の分別に役立てることができます。

1,000 円券＝天地が高い

(天地 7.2cm×左右 16.0cm)

500 円券＝左右が長い

(天地 6.9cm×左右 16.5cm)



4. こども商品券の偽造防止対策

- (1) 表面・・・商品券の天地に帯状ホログラムが漉き込まれています。
(オリジナル・スレッド・ホログラム採用)
ホログラムをコピーすることは不可能となっています。コピーしたとき、ホログラム部分は光の反射がなくなり、また漉き込の感触が失われます。
- (2) 裏面・・・広告スペースとバーコード欄以外の地色は薄青緑、加盟店マークは、濃い青緑色の特殊インキを使用しています。
コピーしたとき、地色が消え、マークが青に変色します。

お問い合わせ 株式会社トイカード

TEL : 03-5806-3760

FAX : 03-5806-3761

 : 0120-351-172